

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について（国内希少野生動植物種の追加等）

## 1 意見募集方法の概要

### （1）意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

### （2）資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

### （3）意見提出期間

平成 27 年 10 月 28 日（水）～11 月 4 日（水） 8 日間

### （4）意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

### （5）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

## 2 意見募集の結果

### （1）意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	1 通
郵送	0 通
電子メール	2 通
計	3 通

### （2）整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 3 件

### 3 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要（※）	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
<p>近年緊急指定されたタカネリクワガタとサンショウウオ類4種の指定前の状況が良く似ている。なぜサンショウウオ類が緊急指定ではないのか、明確な理由を示してほしい。</p>	1	<p>違法採集されていて、緊急保護の必要ありと判断できるのではないかと。通常の指定だと11月中の駆け込み採集でサンショウウオ個体群に手痛いダメージが及ぶのではないかと。緊急指定したとしても、3年間調査してやはり指定種であるべきと確認できれば緊急指定の期限切れ時期に通常の指定種に指定すればよいだけの手間だろう。</p>	<p>今回、追加指定するサンショウウオ類4種については、緊急指定種として指定する程の緊急性があると明確に判断できる根拠を有していなかったため、緊急指定種の指定は実施しませんでした。なお、指定手続きには最大限の配慮を行っており、国内希少野生動植物種に指定することで、適切に種の保存が図れると判断しております。</p>
<p>アマクササンショウウオの生息域を保護区に指定すべき。</p>	1	<p>生息範囲が狭まった要因としては、水害や河川改修、植林地への転換が考えられる。</p> <p>河川上流部の植林地等の伐採や愛好家による違法捕獲により、生息数に深刻な影響を与える可能性が非常に高い。</p> <p>必要な範囲を公有化による保護区に設定し、生息環境の改善と保全を図る必要がある。</p>	<p>いただいたご意見を参考として、今後、アマクササンショウウオの保護方を検討して参ります。</p>
<p>挙げられた4種のサンショウウオについて、この保護に賛成する。</p>	1	—	<p>今後、追加指定するサンショウウオ類4種の保護を推進して参ります。</p>